

令和元年第4回
城里町議会定例会会議録 第1号

令和元年12月10日 午前10時02分開会

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修	
副町	長	仲田	不二雄	
教	育	長	高岡	秀夫
まちづくり	戦略課	長	大曾根	直美
総務	課	長	鯉渕	和己
町民	課	長	雨宮	忠芳
財務	課	長	山崎	秀樹
税務	課	長	鈴木	貴司
健康	保険課	長	阿久津	忠昭
長寿	応援課	長	井上	優
福祉	こども課	長	増井	栄一
農業	政策課	長	山口	成治
都市	建設課	長	園部	繁
下水道	課	長	皆川	尊志
会計管理者（会計課長）			小林	正雄
水道	課	長	高瀬	浩文
農業委員会事務局	長		片岡	宗徳

教育委員会事務局長

小林 克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
書	記 藤 田 真 紀
書	記 高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和元年12月10日（火曜日）

午前10時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第7号 専決処分第7号（令和元年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第69号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第70号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第71号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第8 議案第73号 城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第74号 城里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第75号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第11 議案第76号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第77号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第78号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第14 議案第79号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第80号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第81号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第82号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第83号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第84号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 陳情第7号 国道123号線沿い（城里町那珂西）振動に関する陳情
- 日程第21 陳情第8号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー等の公共交通を維持・活性化する施策推進を求める意見書の提出を求める陳情

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第7号
 - 議案第69号
 - 議案第70号
 - 議案第71号
 - 議案第72号
 - 議案第73号
 - 議案第74号
 - 議案第75号
 - 議案第76号
 - 議案第77号
 - 議案第78号
 - 議案第79号
 - 議案第80号
 - 議案第81号
 - 議案第82号
 - 議案第83号
 - 議案第84号
 - 陳情第7号
 - 陳情第8号
-

午前10時02分開会

町民憲章唱和

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小唄 孝君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小唄 孝君） 令和元年第4回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、承認、条例改正、補正予算などをご審議いただく会議であります。

議員各位には慎重なるご審議をお願いいたします。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員数は14名です。

開会の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小唄 孝君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小唄 孝君） 日程に先立ちまして、諸般のご報告を申し上げます。

9月、10月、11月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと存じます。

会議録署名議員の指名

○議長（小唄 孝君） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

5番 片岡 藏之君

6番 菌部 一君

7番 三村 孝信君

以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小唄 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、関議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長関 誠一郎君。

〔議会運営委員長関 誠一郎君登壇〕

○議会運営委員長（関 誠一郎君） 去る12月3日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます承認1件、議案16件、陳情2件、報告30件、合わせて49件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。

その結果、お手元に配付されております会期日程案のとおり、本日から12月17日までの8日間とすることに決定いたしました。

次に、一般質問の日程ですが、2日目に行うことといたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、こ

こにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小坏 孝君） お諮りいたします。

ただいま関議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から12月17日までの8日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人4名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和元年第4回議会定例会を招集しましたところ、公私ともお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

さて、今定例会は、専決処分の承認を初め、条例改正、令和元年度各会計補正予算など承認1件、議案16件の計17件につきましてご審議をいただくものです。慎重審議を賜りまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

承認第 7号 専決処分第7号（令和元年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を
求めることについて

議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示

議案第71号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教

育委員会訓令の整備に関する訓令

- 議案第73号 城里町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定
- 議案第74号 城里町職員の臨時的任用に関する規則の制定
- 議案第75号 城里町職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の制定
- 議案第76号 城里町会計年度任用職員の給与に関する規則の制定
- 議案第77号 城里町の単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則の制定
- 議案第78号 令和元年台風第19号による被災者に対する町税の減免に関する取扱要綱の制定
- 議案第79号 令和元年台風第19号による被災者に対する障害福祉サービス等利用者負担額の免除に関する取扱要綱の制定
- 議案第80号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の制定
- 議案第81号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱の制定
- 議案第82号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱の制定

○議長（小坏 孝君） 次に、日程第3、承認第7号 専決処分第7号（令和元年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについてから日程第17、議案第82号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についての15議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和元年第4回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第7号 専決処分第7号（令和元年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,922万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ113億35万5,000円としたものです。

歳入では、繰入金を追加したものです。

歳出では、民生費を追加したものです。

議案第69号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。事業計画の拡大により、新たな地区に負担金を賦課するに当たり、第4負担区を設ける必要があるため、町条例の一部を改正するものです。

議案第70号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例を廃止する条例についてであります。古内地区農業集落排水の整備に対し交付されていた農業集落排水事業推進交付金を基金に積み立て、対象事業に係る償還に充てておりましたが、平成29年度をもって交付金の交付が終了したため、町条例を廃止するものです。

議案第71号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当な差別がされないよう、欠格条項の文言を削除するもの、並びに所要の手続規定等の改正をするものです。

議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、町関係条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、嘱託職員、臨時職員、非常勤特別職の一部が会計年度任用職員に移行することから、任用、勤務条件等に関し必要な事項、引用条項等を改正するものです。

議案第73号 城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償、手当等の支給に関し必要な事項を定めるものです。

議案第74号 城里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるものです。

公表事項は、給与、人事評価、任免並びに職員数に関する状況等11項目のほか、公平委員会の業務状況について翌年度の2月末日までに公表するよう規定するものです。

議案第75号 工事変更請負契約の締結についてであります。城里町衛生センター延命化工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

令和元年6月18日に提出した内容からの変更箇所は、令和元年10月1日の消費税率改正の施行に伴い、増税分を増額変更するものです。

議案第76号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第6号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,251万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ114億5,286万9,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債を追加するものです。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費及び災害復旧費を追加し、議会費及び土木費を減額するものです。

議案第77号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,999万2,000円とするものです。

歳入では、県支出金を追加するものです。

歳出では、保険給付費を追加するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,455万4,000円とするものです。

歳入では、診療収入を追加するものです。

歳出では、総務費及び医業費を追加するものです。

議案第78号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、令和2年4月1日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じるものについて、令和元年度中に契約締結の事務を行わなければならないため、2件の債務負担行為を設定するものです。

議案第79号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、令和2年4月1日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じるものについて、令和元年度中に契約事務を行わなければならないため、2件の債務負担行為を設定するものです。

議案第80号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてですが、令和2年4月1日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じるものについて、令和元年度中に契約締結の事務を行わなければならないため、1件の債務負担行為を設定するものです。

議案第81号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、令和2年4月1日からの契約の履行をしなければ業務に支障が生じるものについて、令和元年度中に契約締結の事務を行わなければならないため、1件の債務負担行為を設定するものです。

議案第82号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてですが、まず、収益的収入及び支出において、既決予定額からそれぞれ2,430万円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ7億3,140万6,000円とするものです。

収入では、営業収益を減額するものです。

支出では、営業費用を減額するものです。

次に、令和2年4月1日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じるものについて、令和元年度中に契約締結の事務を行わなければならないため、2件の債務負担行為を設定するものです。

以上、承認1件、議案14件の概要について一括ご説明いたしました。
慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第83号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小坏 孝君） お諮りいたします。

ただいま町長より、日程第18、議案第83号について先議したい趣旨の申し出がございました。

お諮りいたします。

日程第18、議案第83号を先議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。

ただいま町長より、日程第18、議案第83号の議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（小坏 孝君） 日程第18、議案第83号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第83号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてであります。任期満了に伴い審査会委員を選任するものです。

まず、地方自治法の本旨に造詣が深く、かつ専門的な知識を有する委員として、弁護士でつくば市二の宮2丁目7番20号松村 孝さん、学識経験者として行政書士で城里町大字石塚536番地1江幡幸子さん、司法書士で城里町大字石塚2453番の8横倉好夫さんを選任するものです。また、町民から、城里町大字粟1082番地小幡利克さん、城里町大字阿波山902番地2和田雅治さん、城里町大字塩子1011番地川又重光さんを選任するものです。

6名とも性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であります。よって、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。慎重審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（小坏 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第83号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小唄 孝君） これより討論に入ります。

議案第83号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小唄 孝君） これより議案第83号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第84号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

ただいま町長より、日程第19、議案第84号について先議したいという趣旨の申し出がございました。

お諮りいたします。

日程第19、議案第84号を先議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

ただいま町長より、日程第19、議案第84号の議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（小唄 孝君） 日程第19、議案第84号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第84号 人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

城里町大字上青山153番地久保田殿司さん、城里町大字増井1465番地の1松崎 忍さん、城里町大字那珂西1874番地小山まり子さんを推薦するものです。

3名は長きにわたり教育や地方自治に貢献され、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解が深いことから委員として適任であると考え、委員候補者として推薦するものです。

久保田さん、松崎さんにつきましては再任であり、小山さんにつきましては新たに選任するものです。

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第84号についての質疑を求めます。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 新しく受ける方の経歴など、できれば説明いただきたいと思うんですけども。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、新任となります小山まり子さんの経歴について説明します。

氏名、小山まり子、学歴、茨城大学教育学部卒業、職歴、昭和50年4月から県内の公立小学校の勤務、小学校の教員として長く働いて来られております。その後、平成24年4月、城里町立常北幼稚園評議員、町青少年相談員連絡協議会副会長、平成28年4月には城里町青少年相談員連絡協議会の会長を務められております。令和元年6月には城里町更生保護女性会の一員としての活動も行っておりまして、人格、経験共に委員としての的確であると考え、議会の承認をお願いするものです。小山氏の新任のご承認をお願いするものです。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小唄 孝君） これより討論に入ります。

議案第84号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小唄 孝君） これより議案第84号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

陳情第7号 国道123号線沿い（城里町那珂西）振動に関する陳情

陳情第8号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー等の公共交通を維持・活性化する
施策推進を求める意見書の提出を求める陳情

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第20、陳情第7号 国道123号線沿い（城里町那珂西）振動に関する陳情、日程第21、陳情第8号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー等の公共交通を維持・活性化する施策推進を求める意見書の提出を求める陳情について関議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長関 誠一郎君。

〔議会運営委員長関 誠一郎君登壇〕

○議会運営委員長（関 誠一郎君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

取り扱いについては慎重に審議すべきと考えます。

よって、陳情第7号 国道123号線沿い（城里町那珂西）振動に関する陳情につきましては、教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

陳情第8号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー等の公共交通を維持・活性化する施策推進を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。議長においてお諮り願います。

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

ただいまの閣議会運営委員長の発言のとおり、陳情第7号については教育産業常任委員会へ、陳情第8号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については教育産業常任委員会へ、陳情第8号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす11日は午前10時から再開し、12番杉山 清君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに控え室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時36分散会